

懲戒規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）が経営する児童養護施設藤崎台童園並びに保育所藤崎台保育園（以下「施設」という。）の職員に対する懲戒処分の基本的事項を定めることにより、法人経営の安定と施設運営の健全化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人が経営する施設に勤務するすべての職員に適用する。

第2章 懲戒処分の種類及び内容

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、児童養護施設藤崎台童園就業規則第72条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第72条に規定する戒告、譴責、減給、出勤停止、懲戒休職、諭旨解雇、懲戒解雇の7種類とし、懲戒を行う場合は、懲戒処分の内容、懲戒の事由を書面にて当該職員に対し通知するものとする。

(懲戒の事由)

第4条 懲戒の事由は、児童養護施設藤崎台童園就業規則第73条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第73条の規定によるものとする。

(共同行為の処分)

第5条 2人以上が共同して懲戒に該当する行為を行った場合は、各人が当該行為全体を行ったものとみなす。

2 他の者を教唆し、又は幫助して懲戒に該当する行為を行わせた場合は、その実行行為者に準じて処分を行う。

(監督者の処分)

第6条 所属する職員に懲戒処分に該当する行為があった場合、その指導監督に当たるべき職員に指導監督上の責任が認められるときは、その指導監督職

員に対しても処分を行う。

(損害賠償)

第7条 法人は、懲戒処分を受けた者が法人及び施設に損害を与えたときは、児童養護施設藤崎台童園就業規則第74条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第74条の規定により、その損害賠償を請求することができる。

第3章 懲戒委員会

(構成)

第8条 懲戒委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 常務理事 1名
- (3) 処分対象者が所属する施設の園長 1名
- (4) 監事 1名

2 懲戒委員会の長は理事長とし、懲戒委員会を代表する。

3 懲戒委員会の長に事故あるときは、常務理事がその職務を代行する。

(懲戒委員会の任務)

第9条 懲戒委員会は、児童養護施設藤崎台童園就業規則第72条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第72条に規定する懲戒のうち懲戒休職、諭旨解雇、懲戒解雇に相当する懲戒事実について調査審議し、懲戒事実の認定を行うとともに、懲戒内容を決定する。

(懲戒委員会の招集)

第10条 懲戒委員会は、前条に規定する懲戒の事由が認められるとき、又は疑われるときに、懲戒委員会の長が招集する。

2 懲戒委員会の委員は、必要があると認めるときは、懲戒委員会の長に対し懲戒委員会の開催を求めることができる。

(懲戒委員会の成立)

第11条 懲戒委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

第4章 懲戒の決定

(懲戒の決定)

第12条 懲戒委員会は、懲戒の事由の有無、懲戒の根拠となる証拠の有無、違法性の有無、責任の有無、懲戒処分に係る前歴の有無、情状酌量の可能性等について調査審議し、出席委員の過半数の同意により、懲戒事実の認定と懲戒内容を決定する。

2 懲戒の決定に当たり、懲戒委員会の長が必要と認めるときは、参考人を懲戒委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。

3 児童養護施設藤崎台童園就業規則第72条並びに保育所藤崎台保育園就業規則第72条に規定する懲戒のうち戒告、譴責、減給、出勤停止については、理事長専決により懲戒事実の認定と懲戒内容を決定することができる。

(弁明の機会の付与)

第13条 前条第1項に規定する懲戒処分の対象となる職員は、懲戒委員会に出席し弁明することができる。また、当該職員が希望するときは、弁護人を出席させ、その意見を述べさせることができる。

2 前条第3項に規定する懲戒処分の対象となる職員は、理事長に対して直接弁明することができる。

第5章 懲戒処分の執行

(懲戒処分の執行)

第14条 理事長は、決定した懲戒処分の内容、懲戒の事由を書面にて懲戒処分を受ける職員に通知するとともに、懲戒処분을執行する。

(二重処罰の禁止)

第15条 法人は、懲戒委員会で認定した懲戒事実について、重ねて懲戒処分を行うことはない。但し、新たな事実が判明した場合は、この限りではない。

第6章 その他

(議事録の作成)

第16条 懲戒委員会において決定した事項については、その審議過程とともに議事録に作成し、懲戒委員会の長及び委員全員が記名押印したうえで保管するものとする。

(委員会の非公開)

第 17 条 懲戒委員会は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第 18 条 懲戒委員会の委員並びに懲戒委員会に関係した者は、懲戒委員会の内容を他に漏らしてはならない。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 4 年 1 月 15 日から施行する。